

# 助成金取扱要領

一般財団法人沖縄県看護学術振興財団の助成金については、対象者が以下の要領で行ってください。

## 1 助成金交付申請書の提出

各項目を具体的に記入の上、申請金額は、助成金上限額の範囲内で記入してください。

## 2 助成金事業報告書の提出期限

助成金の使途及び事業報告書は様式第3号をもって、交付決定日から2年以内を期限に報告をすること。

(「5. 実施した事業の成果」において、成果物などの提出はこの限りではありません。)

## 3 対象となる費目

助成事業の実施に必要なものとし、以下の費目で算出してください。

<b>謝 金：</b> アルバイトに対する謝金、講師や通訳など外部の専門家へ協力を依頼した場合の謝礼に使用できます。支払にあたっては計算の根拠を明確にしてください。
<b>研 修 費：</b> 研修会、講習会、学会などの参加費
<b>旅費交通費：</b> 事業を実施するために必要な交通費及び宿泊費などの実費
<b>消 耗 品 費：</b> コピー用紙、その他文具費など
<b>印刷製本費：</b> ポスター・パンフレット・印刷物の作成など
<b>通信運搬費：</b> 郵送料、宅配便など
<b>図 書 費：</b> 書籍の購入、図書館における参考文献のコピーなど
<b>会 議 費：</b> 会場使用料、会場設営費用など、(茶菓子などの飲食費は対象外)
<b>雑 費：</b> 少額な支出で、上記経費項目に含めることができない諸経費

## 1. ご注意いただきたいこと

- 1) 領収書などは、原本を提出してください。
- 2) 外貨での精算は、支払う金額が確定した時点の為替レートで換算し、その根拠となる資料を添付すること。
- 3) 看護学術に資する研究活動の研究成果を発表、及び開催する場合は、当財団から助成を受けたことを表示してください。
- 4) 偽りその他不正行為があると認めるときは、助成金の交付を取り消し返還していただきます。